（坂本太郎・井上光貞・大野晋・校注『日本古典文学大系』岩波書店）

一 奥深い功業。梁書、敏帝紀に「允光二素王一、載闡二玄功一」。二 大運は、天運。後漢書、明帝紀に「朕承二大運一、繼体守文」。三 聿は、述也ともあって、ノベとも訓めるが、熱本の訓に従い、ツヒニと訓む。尚書、湯誥「聿求二元聖一」の孔氏伝に「聿、遂也」。下文の永保の永に対する語。四 ヤスミスはヤスンズの古形。yasumisu→yasumzu→yasuzu。五 エノヤマヒのエは疫の字音であろう。week の音。末尾の k を脱落したのであろう。役をエと訓むのと同趣。六 本条と垂仁二十五年条は、伊勢神宮と大倭神社の起源説話。記には見えず、崇神記に「豊鉏比売命者、拝二祭伊勢大神之宮一也」とあるだけ。→補注6－一〇・2－一九。七 励むさま。惕は、懼れる意。八 尚書、湯誥に「告二于上天神后一、請二罪有夏一」。九 →補注1－三五。神体は八咫鏡。神代紀、第九段第二の一書に「是時、天照大神、手持二宝鏡一、授二天忍穂耳尊一、而祝之曰、吾児視二此宝鏡一、当猶視レ吾。可与同床共殿、以為二斎鏡一」（一五二頁一三－一五行）。一〇 神代紀第八段第六の一書に「大国主神、亦名大物主神…亦曰二大国玉神一。亦曰二顕国玉神一」（一一二八頁一〇－一一行）とあるが、国玉神は一般にその国の経営に功のあった神で、記伝は倭の大国魂神をも大国主命とするのは誤りとする。但し次第に同一視されるようになり、大倭神社注進状は「伝聞大国魂神者、大己貴神之荒魂」とする。一二 アラは、有ラの意。カは、所の意。居る所。一三 以下は古語拾遺に「至二于磯城瑞籬朝一、幣長二神威一、同レ殿不レ安。故更令二斎部氏率二石凝姥神裔一、天目一箇神裔二氏一、更鋳レ鏡造レ剣、以為二護身御璽一。是今践祚之日所レ献神璽鏡剣也」。一四 →元年二月条。一五 この倭を通釈は大和の城上・城下二郡と山辺郡の半ばに亘る地域の名とする。笠縫邑は笠縫部の住地、位置未詳。磯城郡田原本町新木、桜井市笠笠山荒神境内、同市三輪檜原神社境内などの説がある。一六 シは石、キは城。石の堅固な城の意か。諸本、堅の字があるが、堅は衍か。古語拾遺には磯城神籬とある。一七 →一五二頁注一五。一八 上文に倭とある。一九 →元年二月条。垂仁二十五年三月条一云には淳名城稚姫命。二〇 垂仁二十五年三月条には「身体悉痩弱」とあり、ヤサカミの訓がある。ヤサは痩スの語根。カムはカガムの古形という。二一 以下、八年十二月条までは大神（おほみわ）神社（→補注1－一〇五）の起源説話で、記にも見える。二二 命神亀でウラヘテと訓むこと、熱本の「私記読」という注による。亀卜は、中国古来の占法で、ここは文飾か。わが職員令にも神祇伯の職掌に卜兆があり、その義解に「卜者、灼レ亀也。兆者、灼亀縦横之文也。凡灼亀占二吉凶一者、是卜部之執業」とあるが、古くは鹿の肩の骨を焼く占法が行われた。魏志、倭人伝にも「灼骨而卜」とある。二三 カムは、神聖の意。聖域とした所の意。アサヂハラは、まばらに茅の生えた原。これを地名とみて、桜井市笠の浅茅原、同市茅原などを当てる説がある。二四 孝霊天皇皇女。→三三〇頁注五。崇神朝におけるその地位と巫女的性格から、これを魏志、倭人伝に見える女王の卑弥呼に比定し、崇神天皇を女王の男弟に比定する説もある。→七年八月条・十年九月二十七日条。二五 大和の一国をさす。二六 一国の護神を統べて、その国土を守護する神。大和の大物主神は大国主命の和魂（にぎたま）とされるようになった。→補注1－九七。二七 為は、経伝釈詞に「為、曰也」とあり、西大寺本金光明最勝王経古点に「為」をイフと訓む。二八 ユは、斎の意。斎庭（ゆにわ）・斎（ゆ）マハルのユ。カハアミは、川で水あびをすること。

たまふ所以なり。故、能く世玄功を闡め、時に至徳を流く。今、朕大運に奉承りて、黎元を愛み育ふ。何当にしてか聿に皇祖の跡に遵ひて、永く窮無き祚を保たむ。其れ群卿百僚、爾の忠貞を竭して、共に天下を安せむこと、亦可からざらむや」とのたまふ。

五年に、国内に疾疫多くして、民死亡れる者有りて、且大半ぎなむとす。

六年に、百姓流離へぬ。或いは背叛くもの有り。其の勢、徳を以て治めむこと難し。是を以て、晨に興き夕までに惕りて、神祇に請罪る。是より先に、天照大神・倭大国魂、二の神を、天皇の大殿の内に並祭る。然して其の神の勢を畏りて、共に住みたまふに安からず。故、天照大神を以ては、豊鍬入姫命に託けまつりて、倭の笠縫邑に祭る。仍りて磯堅城の神籬を立つ。亦、日本大国魂神を以ては、淳名城入姫命に託けて祭らしむ。然るに淳名城入姫、髪落ち體痩みて祭ること能はず。

七年の春二月の丁丑の朔辛卯に、詔して曰はく、「昔我が皇祖、大きに鴻基を啓きたまひき。其の後に、聖業逾高く、王風轉盛なり。意はざりき、今朕が世に当りて、数災害有らむことを。恐るらくは、朝に善政無くして、咎を神祇に取らむや。盍ぞ命神龜へて、災を致す所由を極めざらむ」とのたまふ。是に、天皇、乃ち神浅茅原に幸して、八十萬の神を會へて、卜問ふ。是の時に、神明倭迹迹日百襲姫命に憑りて曰はく、「天皇、何ぞ國の治らざることを憂ふる。若し能く我を敬び祭らば、必ず當に自平ぎなむ」とのたまふ。天皇問ひて曰はく、「如此教ふは誰の神ぞ」とのたまふ。答へて曰はく、「我は是倭國の域の内に所居る神、名を大物主神と爲ふ」とのたまふ。時に、神の語を得て、教の隨に祭祀る。然れども猶事に於て驗無し。天皇、乃ち沐浴齋戒して、殿の内を潔浄りて、祈みて曰さく、

故能世闡二玄功一、時流二至徳一。今朕奉二承大運一、愛二育黎元一。何當聿遵二皇祖之跡一、永保二無窮之祚一。其群卿百僚、竭二爾忠貞一、共安二天下一、不二亦可一乎。

五年、國内多二疾疫一、民有二死亡者一、且大半矣。

六年、百姓流離。或有二背叛一。其勢難二以レ徳治一之。是以、晨興夕惕、請二罪神祇一。先レ是、天照大神・倭大國魂二神、並二祭於天皇大殿之内一。然畏二其神勢一、共住不レ安。故以二天照大神一、託二豊鍬入姫命一、祭二於倭笠縫邑一。仍立二磯堅城神籬一。亦以二日本大國魂神一、託二淳名城入姫命一、令レ祭。然淳名城入姫、髪落體痩而不レ能レ祭。

七年春二月丁丑朔辛卯、詔曰、昔我皇祖、大啓二鴻基一。其後、聖業逾高、王風轉盛。不レ意、今當二朕世一、數有二災害一。恐朝無二善政一、取二咎於神祇一耶。盍レ命二神龜一、以極二致レ災之所由一也。於是、天皇乃幸二于神淺茅原一、而會二八十萬神一、以卜問之。是時、神明憑二倭迹々日百襲姫命一曰、天皇、何憂二國之不レ治也。若能敬二祭我一者、必當自平矣。天皇問曰、教如此者誰神也。答曰、我是倭國域内所居神、名爲二大物主神一。時得二神語一、隨レ教祭祀。然猶於レ事無レ驗。天皇乃沐浴齋戒、潔二浄殿内一、而祈之曰、→

一 享は、向・響と同音、物音や香が風に乗って流れる意。享は、酒食の香が神神に通じる意。何と神神が私の献ずるものを享受されないことの甚だしさよ(従って、われわれに幸福を賜わることの何と少いことよの意)。二 ウツクシビは、神や親の人や子に対する愛。三 貴人をいう古語ムチは、スメムツのムツと同根。

四 記には意富多多泥古。田田は、記伝に地名かというが未詳。根子は尊称。→七年八月条・同十一月条・八年十二月条。

五 以下は記にはない。六十五年条の任那の朝貢記事の伏線か。

六 通証以下みな倭迹迹日百襲姫命のこととし、神浅茅原で神語を得たことによる讃称とする。→七年二月条。七→二三二頁注一五。

八 姓氏録、左京神別に「穂積臣。伊香賀色雄男大水口宿禰之後也」とある。→二三二頁注一五。宿禰は敬称。旧事紀、天孫本紀には出石心命の子とするが、通釈はこれを誤りとする。→垂仁二十五年条一云。

九 名は不明。→補注5―一。一〇 キヌズのキは、キノフのキに同じ。キズ・キソ共に昨夜・昨日をいう。→補注5―二。一一 垂仁三年三月条一云と同七年七月条に倭直祖長尾市とある。倭直→一九〇頁注七。市磯は十市郡の地名。履中三年条に磐余市磯池とある。

一二 →二三八頁注一〇。

一三 和泉国一帯の古称。→一九三頁注一九。

一四 記には河内の美努村とある。陶邑は和泉国大鳥郡陶器荘、今の大阪府堺市東南部、陶器山からその西方にかけての地。延喜神名式に大鳥郡陶荒田神社(堺市上之)があり、三代実録、貞観元年三月四日条・同四月二十一日条にこの地の陶山の争論の記事がある。但し陶器技術の伝来は五世紀以後。一五 トモノヲは、朝廷の各種のトモ(伴)の首長。一六 ここは記と相違がある。

「朕、神を禮ふこと尚未だ盡ならずや。何ぞ享けたまはぬことの甚しき。冀はくは亦夢の裏に教へて、神恩を畢したまへ」とまうす。是の夜の夢に、一の貴人有り。殿戸に對ひ立ちて、自ら大物主神と稱りて曰はく、「天皇、復な愁へましそ。國の治らざるは、是吾が意ぞ。若し吾が兒大田田根子を以て、吾を令祭りたまはば、立に平ぎなむ。亦海外の國有りて、自づからに歸伏ひなむ」とのたまふ。

秋八月の癸卯の朔己酉に、倭迹迹神浅茅原目妙姫・穂積臣の遠祖大水口宿禰・伊勢麻績君三人、共に夢を同じくして、奏して言さく、「昨夜夢みらく、一の貴人有りて、誨へて曰はく、『大田田根子命を以て、大物主大神を祭ふ主とし、亦、市磯長尾市を以て、倭大國魂神を祭ふ主とせば、必ず天下太平ぎなむ』といへり」とまうす。天皇、夢の辭を得て、益心に歡びたまふ。布く天下に告ひて、大田田根子を求ぐに、即ち茅渟縣の陶邑に大田田根子を得て貢る。天皇、即ち親ら神浅茅原に臨して、諸王卿及び八十諸部を會へて、大田田根子に問ひて曰はく、「汝は其れ誰が子ぞ」とのたまふ。對へて曰さく、「父をば大物主大神と曰す。母をば活玉依媛と曰す。陶津耳の女なり」とまうす。亦云はく、「奇日方天日方武茅渟祇の女なり」といふ。天皇の曰はく、「朕、榮樂えむとするかな」とのたまふ。乃ち物部連の祖伊香色雄をして、神班物者とせむと卜ふに、吉し。又、便に他神を祭らむと卜ふに、吉からず。

記では「僕者、大物主大神妻、陶津耳命之女活玉依毗売一生子、名櫛御方命之子、飯肩巣見命之子、建甕槌命之子、僕意常多多泥古」とある。

一七 活は、生きるのイク。玉依姫→一六七頁注一五。

一八 この亦云以下は「陶津耳之女」の部分に対する異伝で、本来は細注であるべきところ。従って奇日方天日方武茅渟祇は一人の名。

一九 クシヒカタ、アマツヒカタ、タケは美称。チヌは地名。ツミは男子の尊称。

二〇 →二一〇頁注八。

二一 記には伊迦賀色許男命。旧事紀、天孫本紀に饒速日命五世孫大綜杵命の子で、崇神天皇の母伊香色謎命の弟とする。

二二 神に捧げる物をわかつ人。

二三 ついで。便宜・幸便の意。手寄せの義。

二四 丁卯朔は誤り。集解は長暦によって壬申朔に改める。それによれば己卯は八日。熱田本、十の右に傍書「七歟」。二五 物部氏に率いられていた武人のトモ(伴)。その数が多かったので物部の八十氏などと呼ばれた。

二六 ここは、記には「又仰二伊迦賀色許男命一、作二天之八十毗羅訶一」とある。現行諸本に異文はないが、底本以下諸本の「八十手所」は「八十平瓮」の誤写であろう。平と手を誤る例は多く、また瓮は古写本では瓮のように書くので、所に誤ったものと認めて訓読した。現行の字面では、別に脱字があると考えなければ文脈を理解できない。平瓮→一九九頁注二六。

二七 記には「定二奉天神地祇之社一」とある。

二八 神の料田か。神功摂政前紀仲哀九年四月条に「定二神田一而佃之」とある。

二九 神社に充てられた民戸で、令制の神戸の前身か。神祇令、神戸条に「凡神戸調庸及田租者、並充下造二神宮一及供二神調度一…」とある。

三〇 主要農作物の意。→八九頁注二六。

記には「定二神田一而佃之」とある。

十一月の丁卯の朔己卯に、伊香色雄に命せて、物部の八十平瓮を以て、祭神之物と作さしむ。即ち大田田根子を以て、大物主大神を祭る主とす。又、長尾市を以て、倭の大國魂神を祭る主とす。然して後に、他神を祭らむと卜ふに、吉し。便ち別に八十萬の群神を祭る。仍りて天社・國社、及び神地・神戸を定む。是に、疫病始めて息みて、國内漸に謐りぬ。五穀既に成りて、百姓饒ひぬ。

朕禮ふ神尚未だ盡ず。何不享の甚。冀亦夢裏教之、以畢神恩。是夜夢、有一貴人。對立殿戸、自稱大物主神曰、天皇、勿復愁。國之不治、是吾意也。若以吾兒大田々根子、令祭吾者、則立平矣。亦有海外之國、自當歸伏。○秋八月癸卯朔己酉、倭迹迹神浅茅原目妙姫・穂積臣遠祖大水口宿禰・伊勢麻績君、三人共同夢、而奏言、昨夜夢之、有一貴人、誨曰、以大田々根子命、爲祭大物主大神之主、亦以市磯長尾市、爲祭倭大國魂神主、必天下太平矣。天皇得夢辭、益歡於心。布告天下、求大田々根子、即於茅渟縣陶邑得大田々根子而貢之。天皇、即親臨于神浅茅原、會諸王卿及八十諸部、而問大田々根子曰、汝其誰子。對曰、父曰大物主大神。母曰活玉依媛。陶津耳之女。亦云、奇日方天日方武茅渟祇之女也。天皇曰、朕當榮樂。乃卜使物部連祖伊香色雄、爲神班物者、吉之。又卜便祭他神、不吉。○十一月丁卯朔己卯、命伊香色雄、而以物部八十平瓮、作祭神之物。即以大田々根子、爲祭大物主大神之主。又以長尾市、爲祭倭大國魂神之主。然後、卜祭他神、吉焉。便別祭八十萬群神。仍定天社・國社、及神地・神戸。於是、疫病始息、國内漸謐。五穀既成、百姓饒之。